

る。

(訪問看護の報告)

第十条 訪問看護婦は、訪問看護を実施したときは、速やかに訪問看護記録票(第六号様式)に所要事項を記載し、市長に提出しなければならない。

(関係機関等との連携)

第十一条 市長は、事業を円滑に実施するため、必要な事項について医療機関と協議するほか、保健所、福祉関係機関等と十分な連携を図り、必要な協力を得るものとする。

(事業の委託)

第十二条 市長は、必要があると認めるときは、法令に違反しない範囲において、当該事業を社会福祉法人三浦市社会福祉協議会に委託することができる。

(その他)

第十三条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成元年四月一日から施行する。

別表(第七条関係)

生 計 中 心 者 の 負 担 階 層 区 分		費 用 負 担 額 (一回当たり)
A	生活保護による被保護世帯 前年の所得税非課税かつ市民税所得割非課税の世帯	〇円
B	前年の所得税非課税かつ市民税所得割非課税の世帯	三〇〇円
C	前年所得税年額三二、四〇〇円以下の世帯	五〇〇円
D	前年所得税年額三二、四〇一円以上二八七、五〇〇以下の世帯	八〇〇円
E	前年所得税年額二八七、五〇一以上の世帯	一、三〇〇円

備考 所得税額については、本人及び生計を一にする生活保持義務関係にあるものの合算額と

三浦市告示第十二号

三浦市在宅療養者訪問機能訓練事業実施要綱を次のように定める。

平成元年三月三十日

三浦市長 久野隆作

三浦市在宅療養者訪問機能訓練事業実施要綱

(目的)

第一条 この要綱は、在宅の身体及び言語機能の回復訓練を必要とする者に対し機能訓練士等を派遣し、必要な機能訓練の方法等を本人及びその家族に指導し、もって身体機能の維持回復に資することを目的とする。

(機能訓練士等)

第二条 この要綱において、「機能訓練士等」とは、理学療法士、作業療法士及び言語療法士並びに継続指導を必要とする者に対して派遣する三浦市在宅療養者訪問看護事業実施要綱(平成元年三浦市告示第十三号)第二条に規定する訪問看護婦をいう。

(派遣対象者)

第三条 機能訓練士等の派遣の対象となる世帯は、市内に住所を有する次の各号のいづれかに該当する者の属する世帯とする。

- 一 機能訓練、言語訓練その他の訓練方法の指導を必要とする者
- 二 通所訓練の困難な在宅療養者
- 三 日常生活をすすめるうえで家屋の改善の指導を必要とする者

(機能訓練の内容)

第四条 機能訓練士等の行う訓練の内容は、次のとおりとする。

- 一 歩行、起き上がり等の基本動作の訓練
- 二 食事、衣服の着脱等の日常生活動作の訓練
- 三 日常生活をすすめるうえで必要な家屋の改善等の相談
- 四 その他市長が必要と認める訓練

(申請)

第五条 機能訓練士等の派遣を受けようとする者(派遣対象世帯の生計の中心となっている者をいう。以下「生計中心者」という。は、三浦市訪問機能訓練申請書(第一号様式)を市長に提出しなければならない。

(派遣の決定等)

第六条 市長は、前条に規定する申請書を受理したときは、派遣対象世帯の状況等を調査し、療養状況報告書(第二号様式)を作成のうえ機能訓練士等の派遣の要否等を決定するものとする。

2 市長は、前項の決定をするにあたっては、三浦市保健福祉サービス調整機構設置運営要綱(平成元年三浦市告示第六号)に規定する三浦市保健福祉サービスケース検討委員会の意見を聞くものとする。ただし、緊急を要する時は、主治医等の意見により派遣を決定することができるものとする。

3 市長は、第一項の規定により派遣を決定し、又は却下したときは、三浦市機能訓練士等派遣決定(却下)通知書(第三号様式)により申請者に通知するものとする。

(費用負担)

第七条 生計中心者は、機能訓練士等の派遣を受けたときは、別表の基準により機能訓練士等の活動に要した費用の一部を負担するものとする。ただし、老人保健法(昭和五十七年法律第八十号)第十九条による訪問指導の対象者については費用の負担を要しないものとする。

第八条 市長は、生計中心者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、期限を定めて負担すべき費用の額(以下「費用負担額」という。)を減額し、又は免除することができる。

一 震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、財産等に著しい損害を受けたとき。

二 疾病又は負傷により長期入院又は死亡したとき。

三 干ばつ、不漁、事業等の休業止、失業その他これらに類する事情により収入が著しく減少したとき。

四 その他市長が必要と認めるとき。

2 前項の規定により、費用負担額の減額又は免除を受けようとする生計中心者は、三浦市機能訓練士等派遣費用負担額減免申請書(第四号様式)を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項に規定する申請書を受理したときは、申請書の内容を審査してその適否を決定し、三浦市機能訓練士等派遣費用負担額減免決定(却下)通知書(第五号様式)により申請者に通知するものとする。

4 第二項の規定による申請者書には、第一項各号のいずれかの事由に該当することを明らかにする書類を添付しなければならない。

(機能訓練の報告)

第九条 機能訓練士等は、訪問機能訓練を実施したときは、速やかに訪問機能訓練指導記録票(第六号様式)に所要事項を記載し、市長に提出しなければならない。

(関係機関等との連携)

第十条 市長は、事業を円滑に実施するため、必要な事項について医療機関と協議するほか、保健所、福祉関係機関等と十分な連携を図り、必要な協力を得るものとする。

(事業の委託)

第十一条 市長は、必要があると認めるときは、法令に違反しない範囲において、当該事業を社会福祉法人三浦市社会福祉協議会に委託することができる。

(その他)

第十二条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成元年四月一日から施行する。

別表 (第七案関係)

生 計 中 心 者 の 負 担 階 層 区 分		費 用 負 担 額 (一回当たり)
A	生活保護による被保護世帯 前年の所得税非課税かつ市民税所得割非課税の世帯	〇円
B	前年の所得税非課税かつ市民税所得割非課税の世帯	三〇〇円
C	前年の所得税年額三二、四〇〇円以下の世帯	五〇〇円
D	前年の所得税年額三二、四〇一円以上二八七、五〇〇以下の世帯	八〇〇円
E	前年の所得税年額二八七、五〇一円以上の世帯	一、三〇〇円

備考 所得税額については、本人及び生計を一にする生活保持義務関係にあるものの合算額とする。

三浦市告示第七号

三浦市家庭奉仕員等派遣事業実施要綱を次のように定める。

平成元年三月三十日

三浦市長 久野隆作

三浦市家庭奉仕員等派遣事業実施要綱

(目的)

第一条 この要綱は、在宅の身体上又は精神上の障害があつて、日常生活を営むうえで支障がある老人、重度身体障害者等のいる世帯に、家庭奉仕員又は家庭介助員(以下「家庭奉仕員等」という)を派遣し、日常生活の世話(以下「サービス」という。)を行ひ、もつて老人等が健全で安らかな生活を営むことができるように援助することを目的とする。

(派遣対象世帯)

第二条 家庭奉仕員等の派遣の対象となる世帯(以下「派遣対象世帯」という。)は、次の各号のいずれかに該当する世帯で、かつ、サービスの提供を必要とする世帯とする。

- 一 老衰、心身の障害、傷病等の理由により、日常生活を営むうえで支障があるおおむね六十五歳以上の者のいる世帯
- 二 重度の身体上の障害等の理由により、日常生活を営むうえで支障がある身体障害者のいる世帯
- 三 その他市長が特に必要と認める世帯

(派遣の制限)

第三条 前条の規定にかかわらず、同条各号に掲げる者が次の各号のいずれかに該当するときは、家庭奉仕員等を派遣しないことができる。

- 一 伝染性の疾患があると認められるとき。
- 二 入院治療を要すると認められるとき。
- 三 その他派遣することが不相当と認められるとき。

(サービスの内容)

第四条 家庭奉仕員等が行うサービスの内容は、次の各号に掲げるもののうち市長が必要と認めるものとする。

- 一 身体介護に関すること。
- イ 食事の介助
- ロ 排せつの介助
- ハ 衣類着脱の介助
- ニ 入浴の介助
- ホ 身体清しき及び洗髪の介助